

第4期沖縄県手話推進計画の策定に向けて（概要）

根拠規定

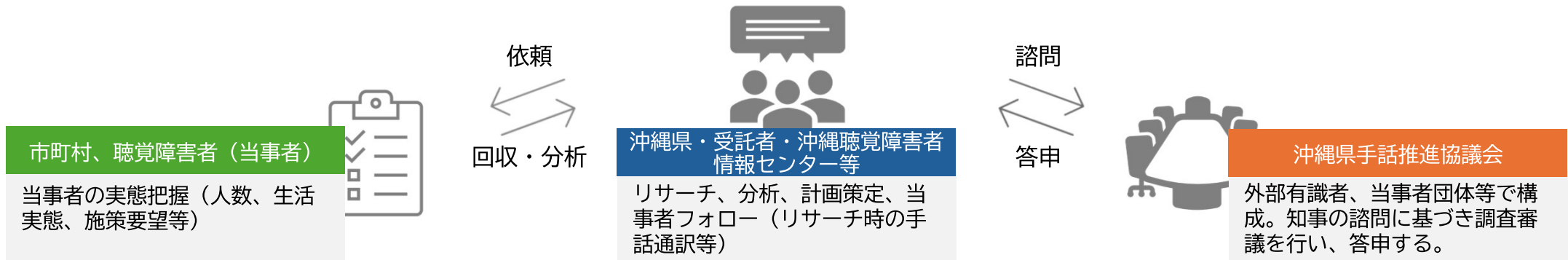
沖縄県手話言語条例
（手話推進計画）

第7条 県は、手話の普及に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、**計画を策定し、これを実施**しなければならない。
（協議会の設置）

第8条 前条に規定する計画の策定又は変更に関する事項について、**知事の諮問に応じ調査審議するため、沖縄県手話施策推進協議会**（以下「協議会」という。）を置く。

経過

- 第1期（H30～R2年度）から3年毎に策定し、現在、第3期（R6～8年度）の期間中
- R8年度は、第4期（R9～11年度）の計画の策定作業に取り組む。
- 策定に当たっては、以下のスキームにより、関係機関等との連携を想定（第3期計画策定時と同様）



01

リサーチ

- ① 前回計画の振り返り
- ② 外部環境の確認
- ③ 先進事例調査
- ④ スケジュール、役割の確認
- ⑤ 当事者への実態調査（市町村、学校等）
- ⑥ 関係者へのヒアリング等

02

計画策定

- ① リサーチ結果の分析
- ② 計画案の作成
- ③ ビジュアルの検討
- ④ 周知広報の検討
- ⑤ 協議会資料の作成

03

協議会に諮問

- ① 知事から諮問
- ② 委員意見の集約
- ③ 計画案の見直し①

04

県民意見募集

- ① パブリックコメントの実施（1か月）
- ② 沖縄聴覚障害者情報センターによる県民（当事者）フォロー
- ③ 県民意見の集約
- ④ 計画案の見直し②

05

協議会から答申

- ① パブリックコメントの報告
- ② 委員意見の集約
- ③ 計画案の決定
- ④ 知事に答申

完成

第4期沖縄県手話推進計画

- ① 校正・印刷製本
- ② 知事決裁
- ③ 公表

第4期沖縄県手話推進計画の策定に向けて（スケジュール）



		令和7年度				令和8年度			
		12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
沖縄県 手話施策 推進協議会	協議会								第1回協議会 (委嘱状交付、キックオフ)
	委員委嘱	公募準備	公募開始 (30日間) 推薦依頼 (関係団体)	審査 (選定委員会)	就任依頼	発令			
第4期沖縄県 手話推進計画 策定業務 (県、受託者、 沖縄聴覚障害 者情報センター 等)	計画作成				入札準備	入札・契約	計画策定着手		
	調査(ろう者 へのアンケート 等)						調査検討着手 市町村やセンターとの調整開始		調査開始
	パブリック コメント								

		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
沖縄県 手話施策 推進協議会	協議会			第2回協議会 (諮問、計画案①提示)			第3回協議会 (計画案②提示、答申)		
	委員委嘱								
第4期沖縄県 手話推進計画 策定業務 (県、受託者、 沖縄聴覚障害 者情報センター 等)	計画作成		調査結果を計画に反映		県民意見を計画に反映		最終案の作成	知事決裁	完成・公表
	調査(ろう者 へのアンケート 等)	調査終了						印刷製本	
	パブリック コメント			県民意見募集 (30日間)					